

平成 30 年度 第 2 回

高知市障害者計画等推進協議会 資料

日時：平成 31 年 3 月 18 日（月）18：30—20：30

場所：総合あんしんセンター 3 階 中会議室

## 目次

高知市障害者計画等推進協議会委員名簿	・・・	P. 1
高知市障害者計画等推進協議会条例	・・・	P. 2
計画推進のための重点施策	・・・	P. 4
＜報告・協議事項＞		
1 新たな相談支援体制	・・・	P. 5
2 重度の障害のある子ども（医療的ケア児を含む）への支援	・・・	P. 10
3 第2期地域福祉活動推進計画（2019～2024年度）	・・・	P. 15
＜添付資料＞		
資料1 第2期地域福祉活動推進計画（2019～2024年度）概要版		

# 高知市障害者計画等推進協議会 委員名簿

委嘱期間:平成 28 年4月1日～平成 31 年3月 31 日

	氏名	所属・役職等
1	小嶋 友乃	公募委員
2	川村 郁子	高知県立療育福祉センター発達支援部部長
3	澁谷 文香	NPO 法人ブルースター就労サポートセンターかみまち所長
4	下田 和正	公募委員
5	鈴木 孝典	高知県公立大学法人高知県立大学社会福祉学部准教授
6	門田 志保	(社福)高知市社会福祉協議会 共に生きる課 課長補佐
7	高橋 博規	公募委員
8	竹岡 京子	高知市手をつなぐ育成会副会長
9	竹島 和賀子	NPO 法人高知県難病団体連絡協議会理事長
10	中屋 圭二	NPO 法人高知市身体障害者連合会会長
11	久武 稔幸	(社福)ファミーユ高知 高知ハビリテーリングセンター主任
12	松尾 美絵	高知市精神障害者家族会連合会会長
13	松本 郁夫	(社福)太陽福祉会高知障害者就業・生活支援センターシャイン所長
14	矢野川 祥典	高知大学教育学部附属特別支援学校教諭 進路担当
15	山本 博之	(社福)昭和会常務理事
16	横田 彰	高知市民生委員児童委員協議会連合会五台山地区会長

●高知市障害者計画等推進協議会条例

(平成27年4月1日条例第51号)

平成29年10月1日改正

(設置)

第1条 高知市障害者計画（以下「障害者計画」という。）、高知市障害福祉計画（以下「障害福祉計画」という。）及び高知市障害児福祉計画（以下「障害児福祉計画」という。）の策定及び推進等に当たり、広範な市民の意見を反映するため、高知市障害者計画等推進協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 障害者計画、障害福祉計画及び障害児福祉計画の策定に関すること。
- (2) 障害者計画、障害福祉計画及び障害児福祉計画に基づく諸施策の進捗状況に関すること。
- (3) 障害者計画、障害福祉計画及び障害児福祉計画の推進の方策に関すること。
- (4) 障害者計画、障害福祉計画及び障害児福祉計画の見直しに関すること。
- (5) 障害者計画、障害福祉計画及び障害児福祉計画の調和に関すること。
- (6) その他障害者計画、障害福祉計画及び障害児福祉計画の推進に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する委員20人以内で組織する。

- (1) 障害のある者の代表者
  - (2) 学識経験者
  - (3) 保健、医療及び福祉関係団体の代表者
  - (4) 市民
  - (5) 教育、就労及び雇用関係団体の代表者
  - (6) 高知市自立支援協議会の代表者
  - (7) その他市長が特に必要と認める者
- 2 前項第4号の委員は、公募によるものとし、その選考に当たっては、高知市障害者計画等推進協議会公募委員選考委員会（以下「選考委員会」という。）において審査する。
- 3 委員の公募の実施並びに選考委員会の組織及び運営について必要な事項は、市長が別に定める。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を行う。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が必要に応じて招集し、会長が議長となる。

(資料提供その他の協力等)

第7条 協議会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係部局その他の者に対し、資料の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

(守秘義務)

第8条 委員は、その職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(専門部会)

第9条 協議会の所掌事項について専門的に協議する必要があるときは、協議会に専門部会を置くことができる。

2 専門部会の組織及び運営について必要な事項は、市長が別に定める。

(庶務)

第10条 協議会の庶務は、健康福祉部において処理する。

(その他)

第11条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において置かれていた高知市障害者計画等推進協議会（高知市障害者計画等推進協議会設置要綱（平成14年5月9日制定）の規定に基づき組織されたものをいう。以下「旧協議会」という。）は、協議会となり、同一性をもって存続するものとする。

3 この条例の施行の際現に旧協議会の委員として市長から委嘱されている者及び旧協議会の会長又は副会長に選任されている者は、施行日において協議会の委員に委嘱され、又は会長若しくは副会長に選任されたものとみなす。ただし、その任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、旧協議会の委員並びに会長及び副会長としての残任期間に相当する期間とする。

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

● 計画推進のための重点施策

<基本理念>

障害の有無にかかわらず、市民一人ひとりが互いに  
支え合い、いきいきと輝いて暮らせるまちづくり

<施策区分>

生活支援の充実

～住み慣れた地域で人とのつながりを大切にして暮らせるために～

1 新たな相談支援体制の構築【体系2-1】

2 生活支援サービスの充実【体系2-2】

多様な雇用と就労の促進

～自己の能力を最大限に発揮し、自立した生活をめざすために～

3 適性に応じた就労と職場定着への支援【体系3-1】

療育・保育・教育における支援体制の充実

～生涯を通して切れ目ない支援を受け、健やかに成長・発達するために～

4 保育・教育における集団生活のなかでの一人ひとりの発達に応じた支援の充実【体系4-2】

# 1. 新たな相談支援体制

# 基幹相談支援センターについて

高知市障がい福祉課

1

## 自立支援協議会での議論経過と基幹相談支援センター設置方針

- 平成28年度に協議（5回）、勉強会（1回）、アンケート（委員及び相談支援専門員）等を実施しセンター設置に向けた役割と機能の検討を行った。
- 既存の指定相談支援事業所と障害者相談センターと役割分担を図りながら、相談支援の中核であるセンターを**直営で設置**する。
- 開設から3か年重点項目を設け、実行計画を策定する。また、実績等を自立支援協議会へ報告し、**円滑な運営のための評価・提言を受ける**こととする。



基幹相談支援センターの設置・運営

2

## 高知市基幹相談支援センターが目指すもの

地域における相談支援の中核的な役割を担い、  
高知市の障害のある方の地域生活を支援

### 3カ年の重点項目

- 重点1** 地域の相談支援体制の強化（人材育成・困難ケース支援）
- 重点2** 地域ネットワークの構築
- 重点3** 自立支援協議会・各検討会の事務局

## 2-1 新たな相談支援体制の構築（障害者計画重点施策）

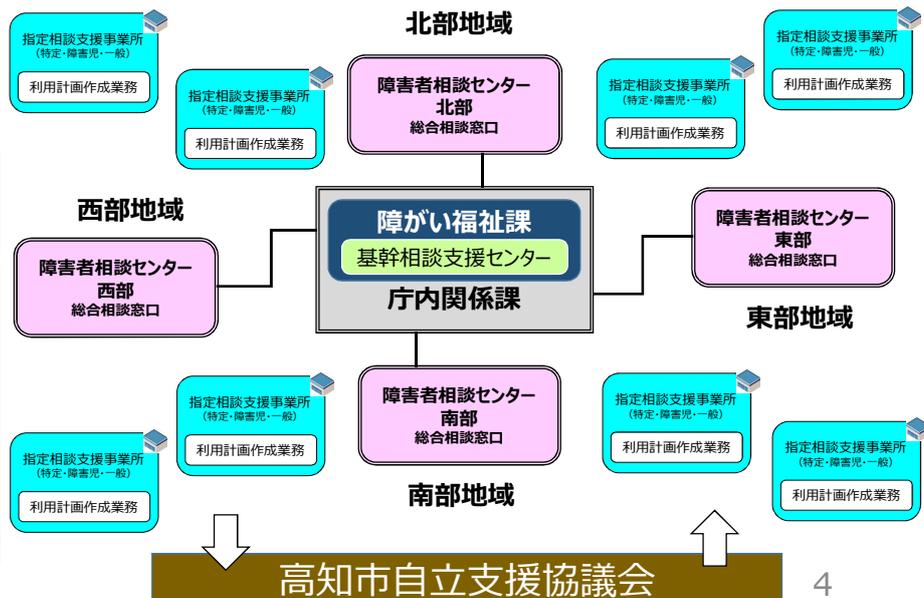
**【既存】障害者相談支援事業**  
4地域に委託－障害者相談センター  
○地域の総合相談窓口

**【既存】指定相談支援事業所**  
H31.1現在35事業所  
○サービス利用者の計画作成業務

**【開設】基幹相談支援センター**  
(平成31年度障がい福祉課直営)

- 重点① 地域の相談支援体制の強化  
(人材育成・困難ケース支援)
- 重点② 地域ネットワークの構築
- 重点③ 自立支援協議会・各検討会  
の事務局
- 権利擁護/虐待防止センター
- 地域移行・地域定着
- その他

業務の見直し（障害支援区分認定調査業務の委託）



## センターが担う役割

### 重点1 地域の相談支援体制の強化（人材育成・困難ケース支援）

#### 目指す方向性

相談支援専門員が良質なケアマネジメントを実践できる



#### 実施事業

- 1 相談支援事業所との連携強化  
基幹職員と相談支援専門員がともに成長しあう
- 2 階層別研修  
質や専門性向上
- 3 基幹職員の対応力向上  
基幹職員が個別ケース支援や社会資源を広げる対応ができる

5

## センターが担う役割

### 重点2 地域ネットワークの構築

#### 目指す方向性

重層的なネットワークの推進

#### 実施事業

- 1 既存ネットワークの把握  
社会資源やネットワークを確認
- 2 ネットワークの強化  
障害分野・他分野との事例の積み重ね
- 3 他分野、多職種との連携  
ネットワークの促進

6

## センターが担う役割

### 重点3 自立支援協議会・各検討会の事務局

#### 目指す方向性

検討会や事例の積み重ねから  
得た地域課題を整理し、  
自立支援協議会で  
検討する調整機能を持つ

#### 実施事業

##### 1 事務局機能の強化

個別支援会議や検討会の各課題の把握・整理  
自立支援協議会の調整機能

##### 2 検討会の活動

検討会の活性化・新たな検討会の立ち上げ

相談支援検討会

就労検討会

(仮称) 成人期の発達障害検討会

7

## 実行計画の策定とチェック体制

自立支援協議会で  
基幹相談支援センター  
実行計画を策定  
(平成31年3月)



基幹相談支援センター  
開設・運営 (平成31年4月～)

自立支援協議会で  
相談支援体制の報告  
→評価・提言

重点1 地域の相談支援体制の強化  
(人材育成・困難ケース支援)

重点2 地域ネットワークの  
構築

高知市基幹  
相談支援センター

重点3 自立支援協議会  
各検討会の事務局

その他  
権利擁護/虐待防止センター/地域移行・地域定着

進捗状況報告  
相談支援体制報告



評価・提言

高知市自立支援協議会

8

## 2. 重度の障害のある子ども

(医療的ケア児を含む) への支援

# 重度の障害のある子どもへの支援 (医療的ケア児を含む)

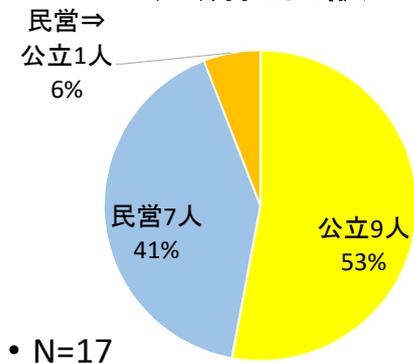
- 1 就園に関する支援
- 2 重度の障害のある子ども(医療的ケア児を含む)への支援のための関係機関の協議の場の設置に向けて

1

## 1 就園に関する支援

### H23~H30年度の医療的ケア児入所状況①

#### 入所先内訳



#### 入所児童の基礎疾患

超低出生体重児  
二分脊椎  
ダウン症等染色体異常  
胃食道逆流症  
先天性水頭症  
脳性麻痺  
難治性てんかん  
等

## H23~H30年度の医療的ケア児入所状況②

• N=17

医療的ケア種別	人数 (30年度 入所中)	うち園での 医療的ケア が必要(同)	実施者
経管栄養	7(3)	2(0)	保護者
胃瘻	1(0)	1(0)	保護者
導尿	4(3)	3(2)	保護者
吸入	1(0)	0	
吸入,吸引	1(1)	0	
在宅酸素(必要時のみ)	2(2)	0	
人工呼吸器,吸引,経管栄養	1(0)	1(0)	保護者

## 高知市医療的ケア児通園支援事業 (H30.10より施行)

### 対象

高知市に住所を有し、主治医に集団保育が可能であると診断されたもののうち、保育幼稚園課が入所を決定した医療的ケア児

### 実施内容

主治医の指示書に基づく訪問看護師の訪問による間歇的(30分~1時間半程度/1回)な医療的ケアと状態異常時の関係機関への連絡等のサービス

### 費用

訪問看護による医療的ケア等サービスに要した費用で、1か月あたり298,000円まで  
例: 導尿等4,500円/1回30分, 経管栄養等10,800円/1回1.5時間

## 現在、高知市の保育園で受入が困難な医療的ケア

- 人工呼吸器
- 気管カニューレ
- 在宅酸素
- 不定期で頻回の吸引
- 持続注入ポンプ使用の栄養 等



スキルを持った  
看護師の確保が  
困難

災害対策用  
医療機器・電源  
確保の問題

突発的な動きが  
予想不可能な  
幼児を含む集団

空調が効かない  
ほこりっぽい  
騒々しい環境

## 2 重度の障害のある子ども(医療的ケア児を含む)への支援のための関係機関の協議の場の設置に向けて

### ➤ 庁内(関係課)での協議

当市における重度の障害のある子ども(医療的ケア児を含む)への支援について、事例や現状を出し合い、課題や必要なこと等について話し合う。

家庭保育の頃(妊娠期～乳児期)  
就園準備から就園の頃(乳児～幼児期)  
就学準備から就学の頃(就学年齢)

### ➤ 高知県の協議の場 3月11日(月)開催 (高知県重症心身障害児者等支援体制整備協議会)



## 当市における重度の障害のある子ども(医療的ケア児を含む)への支援について

### 【現状と課題】

- 家族の負担が大きい 心理的, 身体的, 経済的, 時間的...
- 小児対応の訪問看護や福祉サービス事業所が少ない
- ほとんどが退院時から訪問看護や相談支援専門員が支援している
- 当市全体の医療的ケア児の実態把握ができておらず, 支援体制が不十分



- 本人・家族が安心して利用できる支援サービスとその質の確保・向上
- 当市における重度の障害のある児(医療的ケア児含む)の支援体制づくり

7

### 【必要なこと】

- 実態把握: 市内全体の医療的ケア児の状況
- 関係機関との連携: 医療機関, 訪問看護, 相談支援専門員, 事業所等
- 支援者側のスキルアップ:  
当市・関係機関職員の相談支援, 手技的なスキルアップ
- 支援サービスの確保:  
訪問看護, 各種訪問通所サービス, レスパイト, 既存施設の活用
- 地域での支援: 地域のつながり, 社会資源, 災害時支援

### 【今後の予定】

- 庁内での協議: 当市における支援体制(上記項目等)について
- 2019年秋 関係機関との協議の場の設置

8

3. 第2期地域福祉活動推進計画  
(2019～2024年度)

⇒資料1参照

